

規制シート(様式)

190199700490001

平成28年12月26日

規制の名称	防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局都市計画課長 宇野善昌 住宅局市街地建築課長 淡野博久
規制目的	密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備を促進するために必要な措置を講ずることにより、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	① 防災街区整備地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物等の建築行為等をしようとする者は、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日等を市町村長に届け出なければならない。市町村長が届出に係る行為が防災街区整備地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告すること等ができる。 ② 防災街区整備事業に関する事業計画が確定した旨の公告があった後は、施行地区内において、防災街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物等の建築行為等をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 ③ 施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内において、建築物の建築を行うとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	関連する予算	密集市街地総合防災事業（平成28年度予算30.4億円） 防災・安全交付金等の内数
規制の最近の改廃経緯	平成15年法律第101号による改正により防災都市施設の整備のための特別の措置が追加された。	関連する政策評価結果	平成28年9月に「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積」について、政策評価（政策チェックアップ・事前分析）を実施
規制を維持、改革又は新設する理由	① 防災街区整備地区計画に関する都市計画は22件決定されている（平成26年3月31日時点）。防災街区整備地区計画の区域内における、土地の区画形質の変更、建築物等の建築等を届出制とし、市町村長が届出に係る行為が防災街区整備地区計画に適合しないと認めるときは勧告を行うことにより、特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能）の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが可能となっている。 ② 防災街区整備事業は、11地区事業計画認可されている（平成28年4月1日時点）。防災街区整備事業の施行地区内における、事業施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物等の建築行為等を許可制とすることにより、密集市街地において円滑に防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが可能となっている。 ③ 施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築物の建築を許可制とし、密集市街地において特定防災機能を確保するために必要な都市計画施設の整備を促進することが可能となっている。 上記の理由より、今後も引き続きこれらの規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		